

島根県医師国民健康保険組合からのお知らせ

1. 医師国保組合に対する補助金制度(インセンティブ)へのご協力をお願いします！

国は、国民健康保険組合に対し、以下①～④の項目について、それぞれ実績毎のポイントにより補助金が上乗せされる制度を行っています。組合員の先生方のご理解とご協力をお願いいたします。

① 特定健診の受診率向上について

健診は3月末迄できます！

請求漏れをご確認の上、お早めに国保連合会に費用請求(データ提供)して下さい。

1月末現在の受診率は 37.7% です
〔前年同月実績：34.2%〕

本組合は受診率50%を
目指しています！

※ 内訳：組合員24.8%、家族27.5%、従業員49.6%

受診率向上へのご協力をお願いします！→

国の「インセンティブ制度」により、受診率の向上が組合への補助金アップにつながり、加入者の皆様に還元されることになります。

- 先生同士での健診をお奨めします！…自己健診は認められませんが、別の医師の署名による自家健診は差し支えありません。
- 「人間ドック」や「職場健診」、「各郡市医師会等で実施される健康診断」のデータも特定健診データとして利用できます。

② 特定保健指導の実施率向上について

本組合では、特定健診受診者で特定保健指導（動機付け支援・積極的支援）の対象となった皆さんには、「特定保健指導利用券」をお送りし、保健指導の実施をお願いしております。

組合員の先生による自院での家族・従業員への保健指導の実施は可能です。最終の実績評価後は直接本組合に費用請求を行っていただけますので、手続きは簡単です。

③ がん検診受診率の向上について

本組合では、「がん検診事業」として加入者の皆さまに向けた健康管理、疾病の早期発見などにお役立ていただくよう検診費用の助成（対象：①胃がん、②肺がん、③大腸がん、④乳がん、⑤子宮頸がん）を行っております。

※島根大学附属病院で実施された島根県医師会会員向け「休日ドック」、職場における定期健康診断など、各種保健事業の申請漏れをご確認ください。

④ 後発医薬品普及促進について

島根県国保連合会の後発医薬品普及促進事業を利用し、本年5月から8月までの診療分における調剤レセプトから、先発医薬品との差額の大きい上位約25名を対象として差額通知書をお送りして、可能とされる後発医薬品への切り替えをお願いしております。

差額通知のない加入者におかれましても、後発医薬品の利用についてご一考下さいますようお願いいたします。

〔2020年3月1日〕

2. 医療費通知を活用した医療費控除申告に係る医療費通知書〔暦年分〕の送付について

本組合では、「医療費通知（はがきサイズ）」として、隔月（奇数月）に受診実績のある組合員・准組合員（従業員）に向けお知らせをしています。これは、受診歴と費用額等についてご確認いただくためにお知らせするものです。

更に、医療費通知書は所得税等確定申告に係る医療費控除に利用できるようになりましたことから、「平成 31（令和元）年分医療費に係る通知書〔暦年分〕（封書サイズ）」を2月中旬に組合員・准組合員（従業員）毎に発送いたしました。それぞれ該当の皆様にお渡し下さいますようお願いいたします。 ※昨年1年間に受診歴のない方には発行しておりません。

なお、「医療費通知書」は再発行ができませんので大切に保管してご利用ください。

3. 第三者行為による交通事故などでの治療費について

－第三者行為による負傷・病気などで医療機関に受診された場合は、

医師国保組合までご連絡をお願いします！－

交通事故など第三者（自分以外の人など）による行為で負傷したり病気になった場合は、被保険者証を使って治療を受けることができます。

しかし、この場合の治療費は本来加害者が負担すべきものですので、一時的に医師国保組合が立て替え払いをし、後日、加害者に治療費を請求することになります。（被害者が自己負担分を立て替え払いされることも考えられます。）必ずお早めに医師国保組合にご連絡をお願いします。

〔注意事項〕

- ・ 示談：医師国保組合に届け出る前に加害者と示談を結んでしまうと、その内容によって医師国保組合が加害者に対する請求権を失ってしまう場合があります。示談を結ぶ前に必ず医師国保組合へご連絡ください。
- ・ 労災保険：業務中や通勤中の事故などが原因の場合は、労災保険の対象となり医師国保組合の被保険者証では受診はできません。（勤務先の事業所によっては労災保険の対象にならないこともあります。）

4. 新年度を迎えるにあたって

医師国保組合から他の保険に移られた場合は、資格喪失手続きが必要となります！

- ・ ご家族などが就職等により、被用者保険など他の保険に移られた場合は、医師国保組合の喪失手続きが必要となります。（保険者変更の手続きは自動的に行われません。）

〔提出いただく書類〕

1. （様式第2号-2）国民健康保険被保険者資格喪失届
2. 被用者保険の被保険者証の写し（喪失日を確認するために必要です）
3. 医師国保組合の被保険者証

- ・ **進学により遠隔地に居住する場合は、「国民健康保険法第 116 条該当届（様式第 3 号）」の提出をお願いいたします。**

〔提出いただく書類〕

1. （様式第3号）国民健康保険法第 116 条「該当・非該当」届
2. 該当届の場合は「在学証明書（写）」又は「学生証（写）」

※ 各種申請様式は、医師国保組合または所属の郡市医師会事務局からお取り寄せ下さい。

ご不明な点は、医師国保組合事務局（電話 0852-26-3100）までお問い合わせください。